

平成27年第5回与論町議会臨時会

会 議 錄

平成27年7月31日 開会

平成27年8月 3 日 閉会

与 論 町 議 会

平成27年第5回与論町議会臨時会

第 1 日

平成27年7月31日

平成27年第5回与論町議会臨時会会議録

平成27年7月31日（金曜日）午前9時9分開会

1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第52号 平成27年度与論町一般会計補正予算（第3号）

第4 議案第53号 与論町ごみ焼却施設の建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の制定について

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君	2番 高田 豊繁君
3番 町俊策君	4番 林 隆壽君
5番 喜山 康三君	6番 供利 泰伸君
7番 野口 靖夫君	8番 蘭 才良君
9番 福地 元一郎君	10番 大田 英勝君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（3人）

町長 南政吾君	副町長 川上政雄君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
環境課長 吉田勉君	教育委員会事務局長 田畠豊範君
教委事務局長補佐兼生涯学習課長 山下一也君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畠義谷君 主幹兼係長 川上嘉久君

開会 午前9時9分

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成27年第5回与論町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、林 敏治君、8番、麓 才良君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日から8月3日までの4日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から8月3日までの4日間に決定しました。

日程第3 議案第52号 平成27年度与論町一般会計補正予算（第3号）

○議長（大田英勝君） 日程第3、議案第52号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます、よろしくお願ひいたします。議案第52号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

平成27年度一般会計補正予算（第3号）につきましては、先般開催されました第69回県民体育大会第56回大島地区大会の結果に伴う県民体育大会選手派遣分担金に関する補正となっております。

歳入としましては、財政調整基金繰入金193万円を計上しております。

次に歳出の主なものとしまして、教育費保健体育費75万円を計上しております。

歳入歳出予算にそれぞれ193万円を追加し、一般会計予算総額44億7821万6千円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 教育委員会の教育長以下、担当課長、局長にお尋ねいたします。

いわゆる郡体で素晴らしい成績をおさめられたので、県体に出場するための旅費であると今町長から説明を受けました。そこで、そのことに対して私は、非常に素晴らしいことだと思います。これは原案に対しての反対ではございません。お聞きしたいことは、この旅費について、どう思われるかをお聞きしてみたいと思います。実は、郡

体に出発する前に与論町の各スポーツ団体の方々から話を伺う機会がございました。そうしましたら、私たちも郡体に参加したいけれども人数が足りなくて参加できないというグループ、もうひとつは、せっかく郡体があるんだから、お祭りみたいな気分で参加したいというような感じの方がおられました。何を言わんとしているかといいますと、このスポーツというものは、島外に出てスポーツをするとなると金がかかります。潤沢にある金ではございません。財政が厳しい本町にとって、考えるべき問題だと思うからこそ質問するわけでございますが、何を聞きたいかといいますと、例えば、人数が足りないから参加できない、あるいはまたお祭り気分で参加するということについて、特にスポーツ振興の立場におられる担当課の職員はどう思っておられるのか。そこら辺の御意見を聞いてみたいと思います。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長。

○教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長（山下一也君） おはようございます。お答えいたします。今二点御質問がありましたが、人数が足りないということで参加できないという御質問ですが、まず郡体に出場するには、与論町内で、三小学校のスポーツ少年団交換大会で優勝したチームが出場するわけなんですが、各学校におきましては。失礼しました。一般的の郡体でよろしいわけですね。

○7番（野口靖夫君） あなたが私の質問を聞いてどう判断されたか。あなたが判断した立場で答弁をすればいいわけです。私が質問しているわけだから。あなたが私の意見を聞かれて、どう答えるかということだけが問題なのだから。

○教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長（山下一也君） 失礼いたしました。一般的の郡体出場選手につきましては、人数が足りなくて出場できないということは競技種目によっては若干あると思いますが、おそらくその出場につきましては、日頃の練習を一生懸命積み重ねてきて、練習の結果出場し、大島地区でも頑張れるということで、体協長もまた担当も練習期間、練習状況を見ながらですね、取り組んでいる連盟に対してもハッパをかけながらやっているわけなので、遊び半分でやっている連盟に対しては、そのチームは出場する資格はないんじゃないのかということで申し上げているところです。また、二点目のお祭り気分ですが、出場するからにはどうしても上位入賞を目指して出場するわけです。時たま、島を離れて島外に出て、スポーツの終了後に一時的な気分に浸ることはあると思いますが、そういうった関係で選手の皆さんに関しましては、お祭り気分で参加する選手はいないと思っております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私がなぜ、こういう質問をするかといいますと、今財政的に旅費が不足してるから、それを補正で組んで県体に出場してもらおうということで、財政面から提案されているのですから、その件を考慮しながら質問してるわけなんですね。スポーツの振興というのは、お祭り気分でやってはいけないと思うのです。また、参加するにしても人数が限られているのですね。競技によって何人で行う競技かは既にわかっているわけです。だから、それをわかっていながらですよ、途中で人数が足りなかつたから出場できなかつたとかということじゃなくて、本当に基本的に原点に立ち返ってですね、やはり、町から補助が出ているわけだから、県民・町民の血税でもって賄っていますので、しっかりとした理念を持って、スポーツ競技の郡体、県体に

は参加していただきたいと私は望みたいのです。だから、そういう指導をあなた方がしないとですね、財源は潤沢にあるものではないということをまずは認識していただいて、行政担当の皆さんはそれを念頭におき指導していただきたいと言いたいのです。だから、この県大会に行く旅費は出さなくてもいいと言っているのではなく、貴重な財源ですので、大事に使っていただいて、大いに奮闘していただきたいと思うからこそこうして言うわけなんです。教育長、どうですか、そう思いませんか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 全くおっしゃるとおりですので、中にはそういう風に捉えられがちな態度もあるということ自体は問題でもありますので、やはり出場するからにはそれぞれの町の誇りやそれまでのチームの特色を生かしてですね、全力を挙げていくという気持ちですか、やはり出場に当たっての大会の行き帰りにおける態度ということについても、今後のですね、リーダーの方にはこのようなことをきちっと周知して出かけるように、また、平常の練習においてもその思いを持って頑張るというようにしていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 今の質問に関連しましてですね、スポーツ団体の競技ごとの内訳を教えていただけませんか。算出方法なり、その内訳を。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長。

○教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長（山下一也君） お答えいたします。今回補正予算に計上してありますのは、当初、昨年並みには入賞できるのではないかということで、90万円の予算をお願いして算出しております。今回の大島地区の大会で55人の県体出場選手が生まれまして、25人分が不足ということで、1人当たり奄美協に負担するのが沖永良部・徳之島・与論町につきましては、2泊する関係で3万円を負担金として請求しております。それで、1人3万円の25人分で75万円という今回の補正になるわけなんですが、そういったことで75万円と90万円の計165万円、55人の選手団が参加し頑張っていただく予定でございます。よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） これだけの予算を算出されているわけですから、ぜひとも県体では優勝していただきたいと願う次第でございます。以上です。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

○議長（大田英勝君） お諮りします。議案第52号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（大田英勝君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第3号）を採決

します。

○議長（大田英勝君） お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第53号 与論町ごみ焼却施設の建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の制定について

○議長（大田英勝君） 日程第4、議案第53号、与論町ごみ焼却施設の建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

また、地方自治法第74条第3項に規定する長の意見についても併せて説明願います。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第53号、与論町ごみ焼却施設の建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の制定について提案理由を申し上げます。

与論町ごみ焼却施設の建設場所について町民の意思を問う住民投票条例（以下「住民投票条例」という。）は、与論町ごみ焼却施設の建設場所をリサイクルセンター近くの町有地に建設することの是非を住民投票で決定しようとする内容であります。

このたびの直接請求は、有効署名数が法定数89人を超え180人ありました。

住民投票は、地方議会と町長による代表民主制を基本とする地方自治制度にあって、これを補完する制度として地方自治法に規定があります。直接請求の内容について、町長は議会に提案するに当たり、意見を附すこととされています。

住民投票条例に対する私の意見は、次のとおりであります。

議員各位におかれましては、この住民投票条例について厳正なる御審議と賢明なる御判断をくださるようお願い申し上げ提案理由とします。

住民投票に対する意見

本町の清掃センターは、昭和58年3月の運用開始以来32年が経過し焼却処理施設及び機器の老朽化が進み、稼働処理能力も低下し、町民の皆様へ御迷惑等支障をきたしております。このようなことから、ごみ焼却施設の建設は喫緊の問題として、平成26年5月26日に各種団体の代表20人からなる町ごみ焼却施設建設推進委員会を設置し、焼却施設の現状報告と今後の計画の説明を行い、あらゆる方面から御意見や御提言をいただきながら、6回の推進委員会を重ねてまいりました。その中では、予算（循環型社会形成推進交付金）の年度別計画や建設予定地の候補地等を議題にして審議するとともに、6案の建設候補地の現地調査及び室内での検討を行う等論議を尽くしたところです。委員会は2回の住民説明会を踏まえ、反対者の意見に対する配慮の検討も行っております。なお委員は各集落の代表である公民館長及び各種団体長ということもあり、住民の意見は反映されているものと理解しております。また、推進委員会で検討した建設予定候補地の報告等住民説明会を3回行いましたが、候補

地選定については一部の町民から反対署名活動があり、事業の推進が停滞していることから、焼却施設の老朽化に伴う処理能力の低下や各機器の機能低下（改修・修繕等）が進んでいる現況を報告し、住民の皆さんの御理解をいただいたところあります。平成27年6月15日開催の第3回住民説明会では、これまでの経過報告を行うとともに、平成27年5月23日に開催したプロポーサル審査委員会で審査・決定した第1位優先交渉権者で新ごみ焼却処理施設の設計・施工の工事受注予定業者である株式会社アクトリーによる工事基本計画の説明を行い質疑に答えております。反対者の意見として、①与論の表玄関である空港、港近くに焼却施設建設（景観）②施設及び機器に受ける塩害による耐用年数が短縮（経費）③排ガス（ダイオキシン）等の公害周辺住民へ与える影響④焼却処理施設の規模が大きく維持管理費用が膨大⑤災害時（台風）の避難場所として等の問題がありましたが、（株）環境技術研究所の環境関係の専門家によります丁寧な説明をし、御理解をお願いしたところです。

また、建設に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、対象事業が環境保全の見地から適正に実施されることを期し、公害防止及び生活環境への侵害を防ぐために、また、本事業の実施が環境に及ぼす影響の程度及び範囲について事前に調査し、予測及び評価を行うため環境影響調査を依頼した結果、大気質、騒音、振動、悪臭いずれも周辺環境に影響を与えるものではないとの評価がありました。最終的な建設に対する問題点として、建設予定地に対する反対が残りましたが、町ごみ焼却施設建設推進委員会において、複数の候補地について、自然条件、地域住民との関連、土地利用（農地法・自然公園法）、用地取得、景観、交通、将来性や最終処分場・リサイクルセンターが隣接しており、時間的なロスを軽減できるなど、総合的に検討した結果、当予定地が最適であるとの結論に至りました。また、当初予算や平成27年6月19日開催の6月定例議会において、ごみ焼却施設整備事業の設計・施工費用12億円の債務負担行為を御承認いただいたところあります。

以上のことから本件については、住民投票の必要性はないと考えており、条例案に反対するものです。

○議長（大田英勝君） 提案理由及び意見の説明を終わります。

○議長（大田英勝君） 議案第53号与論町ごみ焼却施設の建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の制定については、地方自治法第74条第4項の規定により請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっています。

○議長（大田英勝君） お諮りします。請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所については、8月3日午前9時20分から本会議場で行い、意見を述べる機会を与える請求代表者の数は2人とし、意見を述べる時間は1人30分以内とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所については、8月3日午前9時20分から議場で行い、意見を述べる機会を与える請求代表者の数は2人とし、意見を述べる時間は1人30分以内とすることに決定しました。

なお、地方自治法施行令第98条の2第1項及び第3項の規定により、請求代表者

に対し、ただいま議決した事項を通知するとともに、告示及び公表します。

----- ○ -----
○議長（大田英勝君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。次は、8月3日、本会議であります。午前9時まで、御参集願います。

本日は、これで散会します。

----- ○ -----
閉会 午前9時34分

平成27年第5回与論町議会臨時会

第 2 日

平成27年8月3日

平成27年第5回与論町議会臨時会会議録

平成27年8月3日（月曜日）午前9時20分開会

1 議事日程（第1号）

第1 議案第53号 与論町ごみ焼却施設の建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の制定について

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君	2番 高田 豊繁君
3番 町俊策君	4番 林 隆壽君
5番 喜山 康三君	6番 供利 泰伸君
7番 野口 靖夫君	8番 麓 才良君
9番 福地 元一郎君	10番 大田 英勝君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第74条第4項の規定による意見陳述者（2人）

条例制定請求者代表 補分 一成
条例制定請求者代表 関口 謹治

5 地方自治法第121条による出席者（5人）

町長	南政吾君	副町長	川上政雄君
総務企画課長	沖島範幸君	環境課長	吉田勉君
環境課長補佐	田畠博徳君		

6 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畠義谷君 主幹兼係長 川上嘉久君

開会 午前9時20分

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第53号 与論町ごみ焼却施設の建設場所について町民の意思を問う
住民投票条例の制定について

○議長（大田英勝君） 日程第1、議案第53号与論町ごみ焼却施設の建設場所について
町民の意思を問う住民投票条例の制定についてを議題とします。
請求代表者の意見陳述を行います。

[請求代表者入場・着席]

○議長（大田英勝君） 議案第53号与論町ごみ焼却施設の建設場所について町民の意思
を問う住民投票条例の制定については、地方自治法第74条第4項の規定により請求
代表者に意見を述べる機会を与えることになっています。

請求代表者は、裾分一成さん、関口謹治さんの2人であります。意見陳述者に申し
上げます。意見陳述の時間は、7月31日開催の本会議で1人30分と決定していま
すので、発言時間を守ってください。それでは、与論町ごみ焼却施設の建設場所につ
いて住民の意思を問う住民投票条例の制定について、始めに、裾分一成さんの意見を
述べてください。

○請求代表者（裾分一成君） 与論町ごみ焼却施設の建設場所について住民投票条例の制
定に向けて、意見を述べる機会を設けていただき感謝しています。

私たちは、与論町が計画している場所がごみ焼却施設の建設地としてあまりに不適、
常識を外れ、将来にわたり大きな被害を与え続け、与論町が島外の方々から、ごみの
島のそしりを受け続けることをおそれる者であります。一体どこの島にこのようなわ
けのわからない計画を立て施設を造っているところがあるのでしょうか、この島の出
入り口は定期船が発着する港と空港しかありません、たった2つしかないその出入
り口の正面に小さくもない大きなごみ焼却施設を造ろうとすることは気違ひ沙汰としか
思えません。こんなことで自然豊かな島と島外から認められるのでしょうか。

もしこのまま、港や空港の前にごみ焼却施設ができれば、自然豊かな南国のイメー
ジが吹き飛び、ほかでどんな努力を尽くしても回復は不可能でしょう。ここは、議会
が一歩踏みとどまり、島の将来を考えて決断すべき時です。与論町長がこの計画を推
し進めようとして、また少なくない町民が計画に反対している以上、どの計画を採用す
るかではなく、町民の意思を問い合わせ、町民と共に進む、本来の行政の原点に帰るべきで
ありますことは重大です。現在の生活、将来の生活に大きな影響を与えます。

私たちは、住民投票を要求いたします。議会が町民を代表する以上、町民生活に重
大な影響を与えるこのような問題の解決は、慎重に行うよう望みます。町民に必要な
情報を十分に与え、町民自ら島の将来を決定する住民投票を行うよう要望いたします。

私たちは、去年1年間何回も与論町に反対の抗議をしてきました。まだ一度も、港
や空港の前にごみ焼却施設を造ることが、他の場所に造るより島のためになる理由を
聞いていません。あえて理由らしき理由といえば、近くにリサイクルセンターがある
とか、焼却灰の最終処分場があるとかです。リサイクルセンターは主に家庭用家具や

電気製品を分解してリサイクルする所です。町の中や島のどこの場所にあっても構わないものです。ごみ焼却施設とは全く別のものです。焼却灰の最終処分場は、今まで宮崎県に送っていたものを島内で処分するようにしたものです。島内のどこにあっても大きな害を与えないものです。ごみ焼却施設とは全く性質を異にするものです。このような指摘に対し、与論町は、はっきりと理由を示していません。ただ2つの施設をそばに置きたいというだけです。そばに置きたいだけの理由で港や空港の前にごみ焼却施設を造るのであれば、まず最初にごみ焼却施設をしかるべき所に造り、後でリサイクルセンターや焼却灰の処分場を近くに持っていったらよろしいではありませんか。

私たちのたび重なる抗議に対し、建設推進委員会で審議して決めたことは変えられない、建設推進委員会は集落の代表である公民館長や各種団体長で構成されているから、住民の意見は反映されていると言いますが、これだけでは建設場所の選定が町民の理解を得ているとはいえない。ただ肩書を持った方々の意向だからと言っているだけに過ぎません。建設推進委員会が、港や空港の前がごみ焼却施設の建設場所として適地であると判断した理由が説明されていません。肩書を持った方々の意向は、理由もなく町民が従わなければならぬ、こんな常識外れのことは認められません。与論町長は平気で理由もなく従えというのです。町民を代表する議員の皆さん、こんな常識外れの考えに同調しないことを望みます。建設推進委員会の会議録を見ると、建設推進委員会の用地の決め方はいい加減なものです。参考資料を検討したり、互いに論議したりした後がないのです。会議録を一部抜粋して見ると次のとおりです。

第1回 平成26年5月26日

Q：建設予定地の第1案から第4案までが提示されたが、現地を確認してから検討をしましょう。

A：明日の午後5時30分から町マイクロバスで現地案内を行います。視察後に庁舎3階で検討会を行います。

第2回 平成26年5月27日 17：30～18：30

参加人数 15人

この日は現地視察を終えた後検討会を行っていますが、用地の決定はしていません。

第3回 平成26年5月31日 18：00～19：30

参加人数 14人 うち担当課職員 3人

会議録は次のようになっています。

1 バスにて現地視察（カジヒキパンタ、リサイクルセンター周辺、高校近隣、堆肥センター近隣）

2 現地視察を終えての検討会（町役場3階会議室）

委員： 多数決で用地は決めるんですか。それとも町長が決めるんですか。委員長が決めるんですか。

事務局長： 皆さんの御意見を聞きながら決定をし、集落に話をします。

議長： それでは挙手をお願いします。地元の住民が納得のいく材料を出せる前提でお願いします。

第1案 5人

第2案	0人
第3案	0人
第4案	0人
第5案	0人
第6案	4人

議長： 第1案と第6案が多いようですが。

議長： もしも第1案が難しくなった場合、代案は2番目の候補地（第6案）だけでいいのか。

委員： 第1案で難しかったら、第6案という手順でいいんじゃないかな。

議長： では地元に話を聞き、環境整備案を検討した上で第1案で納得できたら、第1案、その提案で納得できなかった場合は第6案で進めていくということでおろしいでしょうか。

全員： はい。

議長： 事務局は第1案の説得材料を用意してください。また、災害瓦れきが第1案の用地にありますが、二次被害がないよう十分に配慮してください。

また、この委員会は非公開のため、他言無用でお願いします。ほかに御意見はありませんか。

事務局： 本委員会で第3回目となり、事務局としては、第1案が第1候補地に決定したということで、地元住民に配慮した提案をしていきます。

委員： 配慮をした提案をしないと集落として反対しますから。

委員： 空港近くから、ごみを見せていくのは景観的にいかがなものかと考える。部分的な配慮だけでなく集落全体への配慮を考えていただきたい。

委員： 部分的な対応ではどの集落も反対しますよ。

委員： 設近隣だけではなく、集落全体をみた環境整備・美化ということですので、事務局は検討いただきたい。

委員： 集落全体への環境配慮案を出してください。

議長： ほかにありませんか。

では以上で解散。

このように会議録を見ていくと、建設推進委員会が短時間の現地視察で候補地を決めたことがわかります。第一印象で候補地を決めたのであって、ほかに資料等を参考にして決めていないことがわかります。これで、町長が反対の抗議に対して理由を示して納得できない理由がわかります。また、第3回の会議で用地の決め方にも問題があります、第1案リサイクルセンター近くの町有地が5人、第6案堆肥センター近くの用地が4人で決められていますが、委員の出席者は10人です。委員全員では19人ですので9人が参加していません。数の上では5：4ですがその差はわずか1人です。

委員全員に占める割合は約4分の1です。こんな重要な問題を約4分の1の賛成で決めていいはずがありません。会議録で、議長が、では地元に話を聞き、環境整備案を検討した上で第1案で納得できたら、第1案。その提案で納得できなかった場合は第

6案で進めていくということでおろしいでしょうか。

全員：はい。となっていいます。

この推進委員会と役場の担当課との約束が全く守られていません。建設推進委員会が港や空港の前にごみ焼却施設を建設するよう決めたのではなく、地元に納得が得られない場合は、堆肥センター近くの用地にするよう建設推進委員会では決めていたのです。議会は、建設推進委員会の決定を無視してまで、港や空港の前にごみ焼却施設を建設しようとする与論町をいさめ、事の重要性を考えて、住民投票条例制定を決定していただくよう要望いたします。

与論町は住民説明会を3回行い、町民の理解を得てきたといいますが、これは全く違います。第1回説明会では、現在稼働しているごみ焼却施設が古くなつて建て替えが必要である話を延々と続けた後、建て替えはリサイクルセンター近くの町有地に決まったとの話がありました。参加した町民が反対をすると、この説明会は賛成・反対の会ではありませんとして打ち切りました。2回目の会は、港や空港の前にごみ焼却施設を建設することに反対する会が、百人以上の反対署名を提出したことによって開かれたものです。この会においても、現在の施設が老朽化している話を延々と繰り返したあげく、最後の短い時間に賛成・反対を言い争わして終了しました、論議などできる状況ではありません。3回目の会は、ごみ焼却施設の建設の業者の説明会でした。業者の説明では、ごみ焼却施設の焼却技術が進歩して、今ではごみを焼却してもほとんどダイオキシン類の公害は出ません。ごみ焼却施設は街の中に造つても問題はありませんとの話でした。業者の話を聞いて安心しましたが、公害が出ない、どこに造つても問題がないということと、港や空港の前にごみ焼却施設を造つてもよいということとは違います。港や空港は、この島の第一印象を決める大事な場所です。ごみ焼却施設が公害を出さないように技術が進歩したということは、ダイオキシン類を出さないように焼却できるという意味であって、燃焼に伴う有害ガスは大量に発生します。1トンの物を燃やせば1トン以上の有害ガスが発生すると考えるべきです。港や空港の前にごみ焼却施設があつて、それでいて自然豊かな南国の島と思う人は少ないでしょう。このような意味で、港や空港の前にごみ焼却施設を造らせないために住民投票条例を制定してくださるよう要望します。

テレビ報道では、沖縄県には700万人を超える観光客が来ていると言われています。10年後には1400万人を目指そうとしています。こんな中で、私たち与論島はどうして受け入れ体制を充実していかないのでしょうか。どうして島の価値を引き上げる努力をしないのでしょうか。港や空港の前にごみ焼却施設を造ることが、島の印象を大きく破壊することが分からぬのでしょうか。建設推進委員会の会議録の中で、何人かの方が心配しているではありませんか。ごみ焼却施設の建設の専門の業者の方が、管理をしっかりすれば公害はほとんど出ませんと言っていますが、港や空港の前が建設に適した場所であるとは言っていません。公害さえ出なければどこに造つても構わないとして、島の発展を忘れて建設場所を決めてはなりません。

また、与論島は台風の常襲地帯です。兼母地区に大きなごみ焼却施設を造ると維持管理に大きな負担になります。島の将来をみんなで決めるために、住民投票条例の制定を要望いたします。以上です。お願いします。

○議長（大田英勝君） 堀分一成さんの意見陳述を終わります。

堀分一成さんに対する質疑はありませんか。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） この陳情に対する御意見を聞いてみたいと思います。あの採決の材料にしたいと思いますので、ぜひお答えいただければと思います。

まず、私が思うことは、皆さんがいつも言われているように、この与論町は観光立島であります。ですから、観光立島でなくてもですね、別にこのことは非常に守っていかなければならないと思うことが一点あります。それは、皆様がいつも言っておられる、このクリーンな空気の中で青い空、青い海ですね。これを我々が非常に気を付けて守っていかなければならない。町民として、国民として、人類としてですね。これは守らなければならぬ大きなテーマだと思っております。私も同様です。そこで私がお聞きしたいのは何かといいますと、一点だけです。平成26年7月11日に議会に陳情書が出ております。その中にですね、三点ほどあります。一点は、ごみ処理施設の煙突を造ることは好ましくないということ。第二点目は、観光産業へ大きな悪影響を与える。第三点目に周辺の住民に健康被害を及ぼすと。そして修理費の負担を町民に負わせるというこの項目であります。その中で一点だけお聞きしたいと思います。先ほど堀分さんの御意見の中にもありましたように、このダイオキシン類を出さないように焼却できるという意味であって、燃焼に伴う有害ガスは大量に発生します。1トンの物を燃やせば1トン以上の有毒ガスが発生すると考えるべきですと言わされました。そこでお聞きしたいのです。その根拠というのを教えていただけないかということなのです。

○請求代表者（堀分一成君） 何をですか。

○7番（野口靖夫君） 今言われた、燃焼に伴う有毒ガスは大量に発生します。1トンの物を燃やせば1トン以上の有害ガスが発生すると考えるべきですと、こう言っておられます。今日の意見の中でですね。その有毒ガスとはどういうものなのかということを、どういう根拠に基づいて言われているのかをお聞きしたいのです。

○請求代表者（堀分一成君） 分かりました。1トンの物を燃やせば1トン以上の有害ガスが出るという話は、高校の化学の本に、物が燃えるということはその物質と酸素が結びつくということだという意味だと書いてあります。それは皆さんも御承知でしょう。だから物が燃えるということは、物体が個体の状態から気体の状態に変わることです。水にしても何にしても。だからその物が化合物として変化をしたという意味であって、その質量そのものが変わらないことは皆さんも御承知でしょう。その有害ガスというものが化合して、有害ガスになるという意味は、二酸化炭素、大きくは一酸化炭素、窒素ガス、元素ガス、それと、発生してほしくないダイオキシン類のおそらくもう今では、業者の方が言うにはほとんど発生しませんという話で、焼却灰にしても、もう保管はあまり必要ないんじゃないかという段階までできているという話もありました。それは別にしても、気体に変わった時には、大きく分けて二酸化炭素、一酸化炭素、窒素ガスにほとんどみんな変わるというのです。だから、質量が変わるんじゃなくて、質量が増えてくるわけです。化学物質として質量が増えてくるわけです。空気中の気体と化合して、今まで個体だったものが気体に変わったというわけ

すから、質量が増えたという意味です。そういう意味で、有害ガスは1トン燃やせば1トン以上になりますという意味で使いました。

○議長（大田英勝君） 補分一成さんに対する質疑を終わります。

○議長（大田英勝君） 次に、与論町ごみ焼却施設の建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の制定について、関口謹治さんの意見を述べてください。

○請求代表者（関口謹治君） 関口謹治です。よろしくお願ひします。話が上手にできないのですが、私は、だっぺの所で生まれたもんですから、U字工事なんていうお笑い芸人がおりますよね。だっぺですよ。そういうところで生まれて、ここに、素晴らしい与論島に住まわせてもらって40年です。言葉が上手に発せられないことがあるかもしれませんと聞いてください。一つはですね、この与論町議会だよりの114号の3ページですか、伊江島に行かれましたよね、視察に。その時に伊江島の議員さんから助言・提言がありましたよね。これみんな覚えていると思うんですが、守られていますか。地元の方に話し合いとか地元の方に説明会とかありましたか。1回もないですね。それから推進委員会の中にもそういう話がありましたよね。地元の人の理解を得ないとだめだと。ありましたか、議員さん。私はこういう説明会があるから参加してくださいと言われたことは一回もありません。土地を持っている方、商売をされている方、町長もそうじゃないですか、南政吾さん。こういう話し合いがあるから参加してくださいと言われたことはないんじゃないですか。地元を無視しているじゃないですか。完全に無視しとるでしょ。こういうことに賛成できないので、住民投票をして住民の皆さんに賛否を問いたいんですよ。そうでしょ。それから、この間の116号、これで何を言っていますか。福地さん、あなたはこれの係ですよね。これも、二回目というか、何回目か分かりませんが言っていますよね。その時の話を誰かしてもらえませんかね、行かれた方に。伊江島には素晴らしい焼却場ができます。あれはね、あそこがね、あの場所がね、1回目で決まってあそこに建てたんじゃないですよ。伊江島には友達がおります、議員さんに。名前を言いますけれど、渡久地さんという方がいらっしゃいます。その方の話を聞いて、あそこにあの場所に決まったのは3回目だそうです、3回目で決まったそうですよ。初めて決まったんじゃないですよ、1回目で決まったんじゃないですよ。そういう経緯も聞いてきてているんじゃないですか、議員さん。本部町もその帰りに行かれたとかいう話だけど、本部町はどこにごみ焼却場がありますか。本部の港の近くじゃないですよね。港や空港の近くにごみの焼却場があるなんていうのはないです。東京のど真ん中じゃないですから。東京のど真ん中でしたらね、百何十メートルの煙突を建てて、有害なその物質をね、拡散しているんですよ、高いところで。薄めているんですよ。そういうのを議員さんはわからないんですか。この間、宮古島にも行ったけれど、宮古島も家のあるところには焼却場はありませんでした。山の向こうの畑の中にありましたよ。それと、今のごみの焼却場は有害物質を出さない、絶対出ないんだって言うのであればですよ、今の所でいいじゃないですか。何で今の場所に造り変えないんですか。土地はなんぼでもあるじゃないですか、町有地が。それを考えてください。それを、立長の公民館で説明会を受けた時に、野口議員ね、今の所に造るとあそこの人たちからも反対の声があるんですけど話を聞きましたよね。どういう反対の声があるんですか。あったんですか。それを

聞かせてください。終わります。

○議長（大田英勝君） 関口謹治さんの意見陳述を終わります。関口謹治さんに対する質疑はありませんか。7番。

○7番（野口靖夫君） 今、野口議員に質問がありましたので、その点を私が答弁してみたいと思います。私が申し上げたのは、裾分さんに申し上げましたが、陳情書の中にですね、周辺住民に健康被害を及ぼしますと、こういうことが陳情書の中にあったので、それだけ被害を与えるものであるものならば、その有害物質が出てですよ、与論町のどこに造っても、その周辺には必ず民家、人が住んでおられます。そういうことで、この陳情書に書いてあったからこそ、それを受けて答弁したまでなんです。そりやそうでしょ、自分の所に持ってくるな、その有害物質があるんだったら、ほかの所に持つていけというのがそれが自然体ですよ、人間としてのね。そういうことを申し上げたまであって、そこが反対しているということではないのです。だから、あそこの方々もそれを御理解いただいて、与論町民のためにですね、やっておられるわけですから、それを申し上げたわけであって、この陳情書の中になければですよ、私はそういうことは答弁しません。立長公民館で、議会報告会の中で申し上げただけなんです。私が、その時の座長、いわゆる司会者になっていたわけなんです。司会者として、私が知る限りのことを率直な気持ちで関口さんに申し上げただけの話ですので、ひとつそこら辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 関口謹治さんに対する質疑を終わります。

○議長（大田英勝君） 以上で、請求代表者2人の意見陳述を終わります。意見陳述者はここで退席をお願いします。

○議長（大田英勝君） これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

○議長（大田英勝君） お諮りします。議案第53号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（大田英勝君） これから、討論を行います。

○議長（大田英勝君） まず、原案に反対者の発言を許します。6番

○6番（供利泰伸君） その前にこの資料を配らせてください。

○議長（大田英勝君） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前9時56分

再開 午前9時57分

—————○—————

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。6番

○6番（供利泰伸君） ただいまの参考人の意見も十分聞いた上で、反対の討論をしてみたいと思います。

私は、与論町ごみ焼却施設の建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

まず、私のかかわりとこれまでの経過について申し上げます。

平成26年5月26日（月曜日）に第1回与論町ごみ焼却施設建設推進委員会が開かれましたが、私は町議会環境経済建設委員長としての立場から、議会を代表して参画いたしました。町ごみ焼却施設建設推進委員会は、会長が自治公民館連絡協議会長、副会長がNPO法人与論島ウンパル学校代表で、委員は各集落の自治公民館長、農業委員会長、あまみ農業協同組合与論事業本部専務理事、漁業協同組合代表理事組合長、商工会長、ヨロン島観光協会長、連合青年団長、壮年会連絡協議会長、地域女性団体連絡協議会長、老人クラブ連合会長、町議会環境経済建設委員長からなり、町の各種団体を代表する20人で構成されております。

1回目の委員会では、町清掃センターの稼働状況について説明がなされました。現在の清掃センターは、昭和58年4月に供用開始され、既に31年が経過しているとのことでありました。このため、長期間風雨にさらされ、台風等の被害を受けるとともに、経年劣化により各設備の機能が低下し、老朽化もかなり進んでいることから、早急に新しいごみ焼却処理施設を造る必要があるとのことでありました。また、ごみ焼却処理施設を造るためには、用地の選定に始まって、生活環境影響調査、施設の設計、発注仕様書の作成、一般廃棄物処理施設の届出、焼却施設の建設工事など、多岐にわたるため、実際に新しい施設が使えるようになるまでには、数年はかかるとのことでありました。具体的には、建設工事が始まってからでも、完成するまでには2年程度かかるとのことでありました。しかも、工事期間中もごみは処理し続ける必要があることから、現在稼働している場所には造れないという事情があるとのことでありました。

2回目の委員会は、平成26年5月27日（火曜日）に開催されました。

3回目の委員会は、平成26年5月31日（土曜日）に開かれましたが、町から提示された建設場所候補地の第1案から第6案までについて、現地調査を行い、その後検討会を実施しました。

最終的にごみ焼却施設の建設場所を決定するまでには、6回委員会が開かれました。それぞれの候補地について、自然条件、地域住民との関連、農地法や自然公園法に係る土地利用、用地取得、景観、交通、将来性の問題等を総合的に検討した上で、委員会の総意として、建設場所はリサイクルセンターの隣接地とすることに決定した次第であります。

ごみ焼却処理施設の建設には12億円ほどの経費がかかりますが、新たに民有地を購入し整地するとなると、更に1億円以上が余計に必要となります。幸いなことに建設予定地は町有地であることから、土地代はかかりません。さらに、ごみだけではなく、空き缶やびん類などの処理も必要となることから、焼却灰は最終処分場に運ばなければなりませんが、建設予定地には最終処分場、リサイクルセンターが隣接しているため、運搬に要する時間と費用も最小限で済みます。これらの諸点から、建設場所はリサイクルセンターの隣接地が適当であると確信するものであります。

このことが、私がごみ焼却施設の建設場所について町民の意思を問う住民投票条例

の制定について、反対する1つ目の理由であります。

次に移ります。

平成26年7月11日に、住民の1人から、「清掃センターを兼母地区に建設することに反対する陳情」が議会に提出されました。

その陳情の内容を申し上げます。

兼母地区には、港や空港があり、町民や観光客が出入りする表玄関となっています。ここに、ごみ処理施設、煙突を造ることは好ましくないと考えます。周辺には、ホテル、観光レストラン等観光関連施設があり、与論島のイメージを損ない、観光産業に大きな影響を与えます。周辺の住民に健康被害を及ぼします。建設予定地は年中潮風にさらされる場所で、施設への被害が大きく、修理費などの負担を町民に負わすことになります。以上の理由により、別紙署名を添え、兼母地区に建設することに反対の陳情をいたします、とのことでありました。反対理由の1点目は、大きな高い煙突が建設され、景観に大きな悪影響を与え、与論島のイメージを損ない、観光産業に大きな悪影響を及ぼすとのことであります。2点目は、建設予定地は年中潮風にさらされるため、塩害が大きく、修理費が増えて町民に損害を与えるとのことであります。

このため、委員会付託を受けた環境経済建設委員会では、陳情の内容を調査する必要があるとの判断から、平成26年10月22日（水曜日）に先進地である沖縄県伊江村の清掃センター（E&Cセンター）において、所管事務調査を行いました。

特に、委員長である私は、陳情者が訴えている「周辺の住民に健康被害を及ぼす。」との懸念について、詳しく調査しました。その後、調査の結果については、平成26年12月の議会で報告するとともに、議会だよりの第114号でもお知らせしてありますので、ここでは簡潔にその内容を申し上げます。

伊江村の清掃センターでは、排出される排ガス等の公害防止基準値を法律で定められている基準値よりも厳しく設定しており、平成16年1月の竣工以来、一度も設定した基準値を上回ったことはないとのことでした。

また、国が定めた大気汚染防止法施行規則では、第15条でばい煙量の測定を義務付けており、測定の結果、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙発生施設の使用状況を明らかにして、その記録を3年間保存することとなっていて、具体的には、ばいじんに係るばい煙濃度の測定は年2回以上、硫黄酸化物に係るばい煙量の測定は2か月に1回以上、実施しなければならないことから、この施設では、ばい煙濃度の測定は半年に1回、ばい煙量の測定は毎月1回、県内の専門業者に委託して実施しているとのことでした。

さらに、排水処理設備は、場内循環使用無放流方式（プラント排水）を採用しており、場内で発生する生活排水や合併浄化槽の排水、持ち込まれた生ごみから発生する汚水などは、全て炉内噴霧で燃焼処理するとともに、発生する臭いについても燃焼処理しているため、近隣住民に健康被害を及ぼすこともなく、環境汚染や悪臭も一切ないとのことでした。

その後、平成27年6月15日（月曜日）には、福祉センターで開催された新ごみ処理施設建設事業計画説明会に参加いたしました。そこには、新清掃センターの設計・施工を請け負う予定業者である株式会社アクトリーの担当者や東京都内に幾つもの清

掃センターを造った実績のある環境問題の専門家も同席していて、参加者の質問に答えていました。

参考までに、この時の質疑応答の一部を紹介いたします。

まず、質問者からは、「立派な施設ではあっても、建設予定地には問題がある。与論の玄関口である兼母地区は外してほしい。また、ダイオキシンがそれだけ削減できるのであれば、灰は海に放流したり、再利用すればよいのではないか。そうすれば最終処分場もいらなくなるのではないか。」との質問がありました。

これに対し、答弁者からは、「立地の件については、東京は住宅のど真ん中や駅前に焼却施設が建っている。日本の施設は基準が高い上に、世界で焼却施設のシェアは65パーセントもあり、迷惑施設とは言えなくなっている。灰を再利用したらとの件については、日本でも高い温度で焼却を行い溶融スラグにして、再利用しているところもあるが、与論町の予算ではコストが合わない。また、海に放流したらとの件については、国際問題になる関係でできない状況にある。」との答弁がありました。

次に、質問者からは、「熱交換ができるとの話があったが、温水プールを隣接させ別の場所に建設してはどうか。」との質問がありました。

これに対し、答弁者からは、「大規模施設や24時間運転であれば別だが、与論町は1日8時間の運転なので、温水プールにするのは難しい。」との答弁がありました。

次に、質問者からは、「人口5,400人の島に、8トンの焼却施設は規模が大き過ぎるのではないか。これだけの施設になると、年間の維持管理費用が膨大になる。建設予定地の兼母は、港までが約400メートル、近隣の宿泊施設までは約300メートルで、塩害などもあり、それに経費がかかって維持管理費用が増えそう。よそでは24時間運転なのに、8時間運転での運用はおかしいのではないか。この規模での年間の電気料と水の使用量はどのくらいか。」との質問がありました。

これに対し、答弁者からは、「施設規模は、環境省の算出方法によるもので、与論町のごみ量から算出した規模が8トンとなっている。維持管理費用については、今回の契約の中で瑕疵（かし）担保期間は2年としているため、2年間の修繕費用などは無料となる。また、私が担当した施設は、国の基準が15年なのに対し、30年はもっている。日本一の離島のごみ焼却施設を玄関口に造ることによって、発展途上国のごみ処理関係者が施設見学に来る可能性も十分に考えられる。水については、雨水を中心的に利用し、最終処分場にたまっている雨水、施設の屋根の雨水、施設内に造る雨水槽を使用することで、水の使用量は軽減できる。また、8時間運転のため、焼却を終えたときの温度は600度だが、1日で下がる温度は200度程度なので、朝から炉は温度をもっている状態でホットスタートすることができる。なお、1日の水の使用量は24トンになる。」との答弁がありました。

また、近年、台風が大型化し、その被害による倒壊家屋の廃材や不燃ごみ等がリサイクルセンターに持ち込まれております。具体的には、平成24年度は327トンが持ち込まれ、うち115トンは清掃センターで焼却処理しています。同じく、平成25年度は402トン中192トンを、平成26年度は309トン中68トンを焼却処理しています。その処理にはかなりの時間と期間を要するため、新ごみ焼却施設は処理能力にゆとりを持たせる必要があると考えます。伊江村の清掃センターでは、経験

談として、新しい施設を建設する際には、設備等の故障により焼却できない場合も想定されることから、ごみを1週間分はためておくことのできるピットが必要であるとの助言もありました。これらの点を踏まえると、新ごみ焼却施設の処理能力1日8トンは適当であると考える次第であります。

次に、質問者からは、「施設規模の算出においては、近年の災害ごみの重量及びごみを有料化した後のごみ量の軽減が加味されていない。施設はもっとコンパクトにすることができると思うが。」との質問がありました。

これに対し、答弁者からは、「施設をコンパクトにした方が良いとのことだが、これ以上コンパクトにし過ぎると炉が小さくなり過ぎ、整備・点検が逆にしにくくなる。現段階での年間維持管理料については、与論町に提出してある。」との答弁がありました。

次に、質問者からは、「災害時の想定が甘いのではないか。兼母は台風時などには怖くて近づけないし、魚が打ち上げられたりもする。津波などがあったら大変なことになる。先人の教えを聞いた方がよい。」との質問・提言がありました。

これに対し、答弁者からは、「様々な事柄については、今後設計していく中で検討していきたい。現在の施設の基準では、台風時の風速は70メートルを想定し、海拔11メートルの所に建設を予定しているが、避難場所は建物の2階なので、海拔15メートル程度となる。災害の種類によって避難場所も変わらと思うが、避難場所が増えることはメリットだと思う。」との答弁がありました。

また、町当局からは、「この施設は見学ができるようにしてあり、収容人数は50人を予定している。そこを災害時には避難所の一部となるよう解放し、備蓄倉庫の整備も検討している。災害の種類にもよるが、津波の場合には、高台の避難所に避難した方が良いと思う。停電時などに備えて、施設には自家発電もあるし温水も使えるので、避難所として使用できるものと考えている。」との答弁もありました。

答弁の中にもありましたように、日本一の離島のごみ焼却施設を島の玄関口に造ることによって、発展途上国のごみ処理関係者が施設見学に来る可能性も十分に考えられると思われます。そうした点で、近年のごみ焼却処理施設は、迷惑施設ではなく、視察対象施設にもなり得るものであり、災害時には近隣住民の避難所にもなる重要な施設であります。

このことが、私がごみ焼却施設の建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の制定について、反対する2つ目の理由であります。

次に移ります。

平成27年3月11日から3月20日まで、平成27年第1回与論町議会定例会が開かれました。この中で、平成27年度一般会計当初予算案が提出され、議会では議長を除く9人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、各課ごとに予算の審議を行いました。当初予算案には、環境課の所管に係るごみ焼却施設建設工事施工監理業務委託費3000万円、ごみ焼却施設工事費6億円、ごみ焼却施設用井戸設置工事費70万円等が含まれていましたが、これらの当初予算案は、3月20日の最終本会議において賛成多数で可決されました。このことは、新ごみ焼却処理施設については、当然のことながらその建設場所も踏まえた上で、建設工事関係予算が議会で承認され

たことを意味するものであります。

本町の最終意思決定機関である町議会で十分に審議し議決したものを、簡単に自ら否定するようなことは、決してあってはならないことであります。

このことが、私がごみ焼却施設の建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の制定について、反対する3つ目の理由であります。

これまで述べた3つの理由から、私はごみ焼却施設の建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の制定について、反対するものであります。

○議長（大田英勝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。5番

○5番（喜山康三君） 私は、この条例に対し賛成の立場から討論いたします。残念なことに今の反対討論はですね、条例制定請求者が要求している、指摘している問題点や疑念について真摯に向き合った反論になっていません。誠に残念であります。

与論町ごみ焼却施設の建設場所について町民の意思を問う住民投票条例制定請求を提出された、代表者の裾分一成、関口謹治両氏をはじめ、地縁・血縁などしがらみが強い中、勇気を持ち、自ら進んで署名をされた町民の方々に対し改めて敬意を表します。時間と労力の制約もある中、署名者数は必要署名者数の2倍を超えていました。この重みを議員各位が真摯に受け止めていただけるものと信じ、賛成討論に入ります。

第一に建設場所の問題についてですが、まず、塩害の問題。11月から3月にかけてのおよそ5か月間冬場の季節風に見舞われ、6月から10月の5か月間にかけては、台風の襲来で周辺一帯は一年を通し塩害を強く受ける場所であることは、議員各位が最も御承知のとおりです。機器の塩害対策に特別な設備を必要とすることから、初期建設費の高騰、保守管理費、運用のための電気、水確保など内陸部施設より全てが高コストになるのは、福祉センターにおける株式会社アクトリー社の説明で明白になりました。計画地に建設することは将来にわたって町民に大きな無駄と負担を強いるのは明らかで、そもそもこの場所にこのようなプラント設備は絶対に造ってはいけない場所と考えます。

次に、水確保の問題。運用において多量の水を必要としますが、これについては問題ないと前に環境課長は説明している。しかし、先般環境課にただしたところ、水確保の必要性があり、ボーリングも必要になるのではないかとうかがいました。この場所は海浜に近く、ボーリングによる水の確保は極めて問題が多い。また、周辺は以前ごみ投棄場だったことによる影響で、水質にも問題がある。福祉センターにおける株式会社アクトリー社の説明では、雨水を貯留して利用すると説明しているが、水量不足を懸念した説明であった。また、塩害の強い場所のため、塩分の濃い雨水になることから機器の耐性を著しく毀損し、結果的に本町財政と町民に損害を与えることになると考えます。

また、本町の表玄関にあり、観光産業・経済への打撃と本町イメージが損なわれることは、大変重要な問題だと考えます。建設予定地は観光客をはじめ、島内外のお客さんが出入りする空港ターミナルビル及び供利港からわずか400メートルという近距離にあります。周囲にはフンチュ岬観光遊歩道や旅館及び観光レストランなどがあり、最近大型店も開設されるなど、本町の表玄関として大きく発展している地区です。観光産業や経済に大きなダメージを与え、島のイメージを大きく損なうことは明らか

です。本町において反対運動されている方が、伊江村E & Cセンターを調査・視察しておられます。この時、伊江村議員に対し本町の建設場所周辺状況を説明したところ、「そのような場所だったら、私も反対するよ。」と言われたそうです。また、反対運動の看板を見られたのでしょうか、本町に来島された島外の議員に、「大変なところに焼却場を造る町もあるんですね。」と皮肉交じりに言わされたとのことです。誰が見ても、客観的に見ても、この場所にごみ焼却場を建設することは異様で理解しがたい場所です。計画地に建設された場合、重大な問題と禍根を残すことになり、本町の未来に計り知れない損害を与えることになります。

健康問題のことについてですが、煙突の高さは、隣接するホテル旅館や民間施設とほぼ近い10メートル以内の高さにあります。距離にしてわずか300メートル圏内にあります。法定基準に適合した排煙を行うと言わざるも、到底納得できるものではありません。排煙は基準内でも、安定運転に入った一瞬の測定結果です。周辺住民、商業施設、旅館、空港ターミナルビル、供利港接岸の定期船をはじめ、風向きによつては茶花市街地にも排煙が流れ込み、住民に大きな健康被害を永続的に与える恐れがあります。健康問題への影響や恐れは看過できません。看過してもいけません。絶対に避けるべき場所であります。

第二に、建設場所決定に至る手続きが民主的に進められておりません。当局が建設候補地を推進委員に示すに当たり、現施設の隣接地を当初からなぜ除外したのか。現清掃センター隣接地は、平成24年1月にサッカー場駐車場として地権者と話し合がまとまっているにも関わらず、後に開かれた建設推進委員会において、当局は委員に対し現焼却センター隣接地を候補地としてなぜ挙げなかつたのか、なぜ検討されたかについても町民に一言も説明がされていない。また、委員の中からも現施設隣接地については一言も意見がないことも異様で、検討委員会においてしっかりと論議されていないのではないか。委員会は単なるアリバイづくりに過ぎず、広く町民から意見を聞くための機関になつてない。

新清掃センター建設推進委員会は、町民の中からさまざまな職業や経験・知識を有する方々の意見を計画事業に反映するためのものと考えます。町長への一般質問の中で、町民の意見を聴聞する委員会になぜ町の意思決定機関の議員が入っているのか、問題はないかとただしたところ、「委員会には議員全員が入った方が良い」と答弁されています。この発言は、議会の存在そのものを否定しかねない発言ではないかと思います。議員の発言は他の委員に比べ影響力が強いのは明らかで、このような委員会では、公明・公正な討議はされていないのではないかと疑念を持たれても弁解の余地はないと思います。

昨年、完成した一般廃棄物処分場の建設地が、どのような手続きと過程で決定されたか思い出してください。与論町環境対策協議会設置要綱に基づいて、生活環境部会なる聴聞機関を立ち上げ、一般廃棄物処分場建設候補地を提案されました。候補地の決定に際して町民から意見が多数寄せられ、現兼母地区に場所が民主的に決定された経緯があります。一般廃棄物処分場の場所決定の在り方と今回の新清掃センター建設場所決定の在り方には、雲泥の開きがあります。今回の事業の進め方が、なぜこのような形になったのか全く理解ができません。新清掃センター建設推進委員会における

採決は、たったの1票差で決定されています。民主主義とは、対立する意見の勝ち負けを決めるルールではあるが、側面には市民の権利を最大限保障し、実現することではないでしょうか。反対署名が200人近くあることから考えても、委員会で4対5の僅差で場所を決定したことは暴挙と言わざるを得ない。

委員会議事録には4対5で可決されたとき、委員から「行政の意向に沿っている」との発言があります。このことは当初から場所は既に決定し、委員会は出来レースに過ぎない疑惑は払拭できない。このことからも委員会での決定は無効である。このことは一般質問でも申し上げました。

南町長に委員会の決定をどのように考えているかただしたところ、「このような場所に造ることは常識では考えられないが、委員会で決定したことであるから、現計画地に建設する。」と述べられています。町長自ら常識では考えられない、すなわち非常識な場所に決定したから、私も非常識な場所に決定したと言わんばかりである。これだけの政策決定をこのような方法で進められたのでは、町民はたまたまではない。常識では考えられない場所、すなわち非常識な場所に建設することはやめましょう。

30年後は同じように焼却炉の更新が必ずあります。再々更新時に財政負担が少なくて済むようにするためにも、既存の設備、例えば台貫（車両ごと量る計量機）や車庫やストックヤードあるいは煙突などは、そのまま使うことで費用負担を軽減できる可能性もあります。現在進めている事業だけでなく、数十年後にも整合性のある経済性に視点を置いた事業計画であるべきではないでしょうか。施設規模が過剰であることについては、一般質問も行っています。この点も併せて、現計画地及び事業規模を撤回し、再度調査計画を練り直すことが、本町の住民福祉と経済向上に貢献すると考えます。東京オリンピックの国立競技場も白紙に戻しています。

今こそ議員各位の勇気と決断のときです。ぜひとも住民投票条例案を可決していただき、町民の意見を行政に反映する機会を提供するべきではないでしょうか。本町の未来のために、また、民主政治実現のために議員各位の英断をお願いし、私の賛成討論を終わります。

○議長（大田英勝君） ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

○議長（大田英勝君） これから、議案第53号、与論町ごみ焼却施設の建設場所について町民の意見を問う住民投票条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。

○議長（大田英勝君） 議案第53号、与論町ごみ焼却施設の建設場所について住民の意見を問う住民投票条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

○議長（大田英勝君） 起立少数です。したがって、議案第53号、ごみ焼却施設の建設場所について町民の意見を問う住民投票条例の制定については、否決されました。

○議長（大田英勝君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第5回与論町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 林 敏治

与論町議会議員 麓 才良